

自然エネルギー東御地域協議会 会則

第1条（名称）

本会の名称を「自然エネルギー東御地域協議会」とする。

第2条（事務所）

本会の事務所を、宅幼老所おひさま（長野県東御市滋野 736 番地 128）内におく。

第3条（目的と活動内容）

本会は、東御市内において地域資源を活用した地域協働による自然エネルギーの普及および自然エネルギーを活用した持続可能な地域づくりに向けて、市民・団体・企業・行政が協働して、下記の活動をすすめる。

- ① 東御市内の自然エネルギーに関連する市民・団体・企業・行政間の対話促進
- ② 上記の協働による市民への普及啓発活動
- ③ 自然エネルギー普及モデル事業構築のための調査検討
- ④ 地域と連携したパイロット事業の実施および支援
- ⑤ その他、上記の活動を達成するために必要な活動

第4条（地域連携・支援）

本会は、東御市内の市民・団体・企業・行政の連携と対話を図りながら、実践活動の情報交換、自然エネルギー資源を生かした普及モデル事業を検討し事業を支援する。また、自然エネルギー信州ネットと連絡調整を図り、全県的な連携の下に活動する。

第5条（専門部会及び分野間連携・支援）

本会に部会を置き、各分野および分野を横断した専門的な知見の交流とともに、専門的技術やノウハウを持つ集団が地域における実践活動を支援する。

第6条（会員）

- ①本会の目的に賛同する市民・団体・企業・行政機関等を代表する者、および専門分野の研究者は、正会員となることができる。正会員は本会の目的が達成できるように、それぞれの所属組織や領域において努力する。正会員は会長に申し出ることによって、任意に入退会することができる。
- ②本会の活動を支援する企業・業界団体・研究機関等は、賛助会員となる事ができる。賛助会員は会長に申し出ることによって任意に入退会することができる。
- ③本会の目的に賛同する者・団体等であれば、市外に居住する者、市外に事務所を置く団体等も会員となることができる。
- ④反社会的な活動を行う団体やこれに従事する者は会員となることが出来ない。

第7条（役員）

- ① [会 長] 全体の統括・推進役として会長1名を、総会の議決を経て選任する。
- ② [副会長] 会長は副会長（若干名）を会員の中から選任することができる。
副会長は、会長を補佐し会長不在時に代行する。
- ③ [理 事] 理事は会員の申し出を受け、かつ会長が推薦するものを、総会の議決を経て選任する。理事は理事会において、議決権を有する。
- ④ [監 事] 監事は、当会の事業及び経理を監査する。監事は、理事会の推薦により、総会の議決を経て選任する。
- ⑤ [顧 問] 会長は、本会の運営のため専門的な助言を得る必要がある場合は、顧問（若干名）を選任することができる。
- ⑥ [任 期] すべての役員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、役員に欠員が生じた場合、会長が必要と認めた場合は、理事会の承認を得て補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

第8条（組織運営）

- ① [総 会] 通常総会は年1回、会長の招集により開催する。総会は正会員（委任状出席を含む）の過半数の出席で成立する。総会では、年次計画と予算の決定、年次報告と決算の承認、規約改定、役員を選任などについて、出席会員の過半数により議決する。
賛助会員は総会に出席して発言できる。
- ② [理事会] 理事会は会長が召集し、理事の過半数により成立する。理事会の議事は、理事の互選により選任された議長が執り行う。理事会では、年次計画の執行、部会の設置、予算執行、会長・監事の推薦等に係る協議を行う。会員は、理事会に出席して発言できる。
理事会における意思決定は、理事の過半数により行うが、少数意見を最大限尊重し、会員の総意となるように努力し合う。
- ③ [事務局] 本会の日常的な業務は事務局が行う。会長は事務局長を選任することができる。
- ④ [オブザーバー] 本会の会議には、オブザーバーを置くことができ、会議に於いて意見を述べるすることができる。会長は、オブザーバーを選任することができる。
- ⑤ [公開原則] 総会および理事会は原則公開で行う。また、本会の業務に係る資料は、求めがあれば開示することとする。

第9条（財政）

本会の経費は、会費、寄付、補助金、受託金、その他の収入（行事参加費）などにより支弁し、監事の指導のもと適正な財政運営をすすめる。

第10条（会費）

本会の年会費は、正会員 1,000 円／人、賛助会員 10,000 円（一口）とする。

第11条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年度の終了後3ヶ月以内に、事業報告書と収支決算書について、監査を受けた後、理事会と総会の承認を得ることとする。

第12条（解散）

総会の総意により本会を解散することができる。解散時に残預金がある場合は、解散時の総会によって処分を決定することとする。

第13条（細則）

役員会は、本規約の他に必要な事項について定めることができる。

付 則

1. 第11条の規定にかかわらず、この会則は第一回総会の議決を経た直後より発効する。